

若手起業家育成事業～オオイタミライビルド～に係る企画・運營業務委託に関する公募型プロポーザル参加事業者の公募について、若手起業家育成事業～オオイタミライビルド～に係る企画・運營業務委託に関する公募型プロポーザルを次の要領で実施する。

令和6年4月12日

大分市長 足立 信也

## 1. 委託業務の目的

大分市では、学生等若者（概ね29歳以下の方）（以下、「若者」という）をメインターゲットに、「若手起業家育成施設～オオイタミライベース～（以下、「オオイタミライベース」という。）」を運営し、セミナー・ビジネスプランコンテストを開催することで、若者のアントレプレナーシップの醸成や起業の促進を図るとともに、若者が進学や就職、セカンドキャリア等の人生の岐路に立った際に、起業という選択肢を選択することのできる環境を提供する。これにより、若者の地域定着と雇用創出を目指している。

## 2. 委託業務の概要

### (1) 委託業務名

若手起業家育成事業～オオイタミライビルド～に係る企画・運營業務委託（以下「本委託業務」という。）

### (2) 本委託業務の内容

別紙「若手起業家育成事業～オオイタミライビルド～に係る企画・運營業務委託仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### (4) 委託契約上限額

52,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3. 参加資格要件

本委託業務のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定する者に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく大分市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）により、参加表明書提出日時点で、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置の関する要領（平成21年大分市告示第553号）（以下これらを「指名停止要領」

- という。)に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成24年大分市告示第377号)(以下「排除措置要綱」という。)に基づく排除措置期間中でないこと。
  - (5) 入札予定日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
  - (6) 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。
  - (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

#### 4. 受託候補者の選定方法

受託候補者の選定にあたっては、プレゼンテーション・ヒアリング審査において、若手起業家育成事業～オオイタミライビルド～に係る企画・運營業務受託候補者選定委員会が企画提案者から企画内容や考え方の説明を受け、別添「若手起業家育成事業～オオイタミライビルド～に係る企画・運營業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領」に示す審査基準に基づき審査及び採点を行い、最高得点を得た者を受託候補者として選定し、第2位得点者を次点候補者として決定する。最高得点を得た受託候補者と契約締結交渉を行うものとし、受託候補者の辞退等により受託候補者との協議が整わなかった場合には、次点候補者と交渉する。

#### 5. 契約の締結

本委託業務に係る仕様の確定後、改めて見積書を徴収し、内容を精査の上、随意契約により委託契約を締結するものとする。

#### 6. 無効、失格等

- (1) 「企画提案書」(別紙「若手起業家育成事業～オオイタミライビルド～に係る企画・運營業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領」11. 企画提案書等の提出を参照)が次のいずれかに該当する場合、その提案は無効とする。
  - ① 実施要領に示された提出先、提出期限、提出方法、作成様式などの条件に適合しない場合
  - ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
  - ③ 虚偽の内容が記載されている場合
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ① 審査の公平性を害する行為があった場合
  - ② その他社会通念に照らし、失格にあたる事由があると認める場合

#### 7. その他

- (1) 「企画提案書」は、1者につき1案とする。また、複数社(2社程度)が合同で提案することは妨げないが、うち1社を代表者として提案すること。
- (2) 「企画提案書」の作成や提出、プレゼンテーション等に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における「企画提案書」等提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 「企画提案書」等の提出書類の著作権は、企画提案者に帰属するものとする。ただし、大分市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、大分市は第三者に開示することができる

ものとする。なお、提出された書類は一切返却しない。

- (5) 「企画提案書」の作成のために大分市から提供された資料は、公表・使用できないものとする。ただし、仕様書、実施要領等、本プロポーザル実施に際し大分市から公表したものを除く。
- (6) プレゼンテーション・ヒアリング審査当日の発表順については、「企画提案書」の到着順とする。

## 9. 担当部局

大分市商工労働観光部 創業経営支援課 創業支援担当班（担当者：上田、秋國）

住所	〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
電話	097-585-6029（直通）
FAX	097-533-6117
E-mail	keikin@city.oita.oita.jp

## 10. その他

詳細は、若手起業家育成事業～オオイタミライビルド～に係る企画・運營業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領によるものとする。